

ID: 174

担当部署: 産業課

処分の概要	延滞金の徴収		
例規名 根拠条項	高根沢町農用地整備事業負担金等徴収条例 第6条		
例規番号	昭和58年条例第18号		
【基準】 第6条の規定による。 (延滞金) 第6条 受益者が負担金又は特別徴収金を納入期限までに納入しなかった場合は、当該未納分に対し、当該納入期限の翌日から納入のあった日までの期間の日数に応じ、年14.5パーセントの割合を乗じて得た金額に相当する延滞金を徴収する。			
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日